

## 山形市出張理容・美容衛生等指導要領

### 第1 目的

この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書及び美容師法（昭和23年法律第163号）第7条ただし書に規定する理美容所以外の場所で業を行う場合の衛生上の指導事項等を定め、もって理容師法及び美容師法の円滑な運営を図るとともに、当該理美容所以外の場所における理容及び美容の業（以下「出張理美容」という。）の衛生の維持向上に資することを目的とする。

### 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 理美容所 理容所又は美容所をいう。
- (2) 理美容師 理容師又は美容師をいう。
- (3) 出張理美容師 出張理美容を行うとして山形市保健所長（以下「所長」という。）に届け出た理容師又は美容師をいう。
- (4) 所属理美容所 理容師又は美容師が業務に従事する理容所又は美容所をいう。
- (5) 所属理美容師 理容所又は美容所の開設者である理容師又は美容師及び理容所又は美容所の従業者である理容師又は美容師をいう。
- (6) 無所属理美容師 所属理美容師以外の理容師又は美容師をいう。

### 第3 指導方針

所長は、社会福祉施設等において継続して出張理美容が行われる場合には、当該施設内に理美容所を設けるよう指導すること。

なお、これにより難しい場合は、出張理美容を行う場合の衛生上の措置について、出張理美容を行う理美容師に対し事前に指導を行うものとする。この場合、指導に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 理容師法第9条及び山形市理容師法施行条例（平成30年市条例第46号）第3条に規定する「理容を行う場合に講ずべき措置」並びに美容師法第8条及び山形市美容師法施行条例（平成30年市条例第47号）第3条に規定する「美容の業を行う場合に講ずべき措置」とともに、この要領に定める事項についても遵守するよう指導すること。
- (2) 理容師法第10条及び美容師法第10条に規定する「免許の取消及び業務停止」が適用されること。

### 第4 出張理美容ができる場合

- 1 疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者に対して理容又は美容

を行う場合（理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第1項及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第1号）

なお、対象となる者には、次のような者が該当すると考えられる。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障がい、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理美容所に来ることが困難であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容又は美容を行う場合（理容師法施行令第4条第2号及び美容師法施行令第4条第2号）
- 3 社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して理容又は美容を行う場合（山形市理容師法施行条例第2条及び山形市美容師法施行条例第2条）

なお、対象となる施設は次のいずれかに該当する施設及び該当する事業を行う施設であり、施術の対象者は入所又は入居により支援を行う施設の入所者（入居者）並びに通所により支援を行う施設又は事業所の利用者のうち自ら外出等その場を移動することが困難な者であること。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号まで及び同条第3項第4号及び第4号の2に規定する社会福祉事業のうち入所又は入居により支援を行う施設及び通所により支援を行う施設（事業所）を経営する事業
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業のうち入所又は入居により支援を行う施設及び通所により支援を行う施設（事業所）を経営する事業
- (3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づく刑事収容施設
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく入管収容施設

## 第5 衛生等指導事項

### 1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業場などにおいて行うことが望ましいこと。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。

- (3) 作業場は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。
- (5) 理容と美容が同時に行われるような場合は、それぞれ専用の作業場を確保し、双方の作業が混同することがないようにすること。

## 2 携行品等

出張理美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

なお、複数人に対し理容又は美容を行う場合は、1人ごとに消毒された器具、タオル等を用いるのに十分な数量を携行すること。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具並びにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオル並びにこれらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料
- (5) 手洗いに必要な石けん、消毒液等
- (6) 出張先で消毒を行う場合は、器具類を消毒する消毒薬及び消毒に必要な器材
- (7) ビニールなど不浸透性材料のシート
- (8) 毛髪等の廃棄物を入れる蓋付きの専用容器又は丈夫な袋

## 3 管理

### (1) 作業環境の管理

ア 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

イ 作業終了後は、作業場の清掃を十分に行い、清潔にすること。

### (2) 携行品等の管理

ア 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。

イ 使用済みのかみそり（頭髪カットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

### (3) 健康の管理

理美容師は、常に自己の健康管理に注意し、感染症又は感染性の皮膚疾患にかかったときは、作業に従事しないこと。

## 4 衛生的取扱い等

- (1) 作業場には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 作業中、従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）

を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。

- (3) 従業者は、常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄・消毒を行うこと。
- (4) 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- (8) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- (9) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (10) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- (12) 毛髪等の廃棄物は、蓋付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適止に処理すること。
- (13) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え、又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (14) 感染症若しくは感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等あらかじめ防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第030001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- (15) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）による承認を受けたものを適正に使用し、その安全管理に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

## 5 消毒

- (1) かみそり及びかみそり以外の器具で血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの
  - ア 消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒以上かつ1リットル以上）で洗浄する。
    - (注) 1 器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際、流水が飛散しないように注意すること。
    - 2 消毒液に浸す前に水気を取ること。
  - イ 消毒は次の表のいずれかの方法で行うこと。
    - (注) 消毒薬は、医薬品を使用すること（以下同じ。）。

消毒方法	使用濃度	時間	薬剤の交換頻度
煮沸（注①）	—	煮沸後2分以上	—
エタノール水溶液に浸漬（注②）	76.9～81.4%	10分間以上	7日以内
次亜塩素酸ナトリウム水溶液の浸漬（注③）	0.1%以上	10分間以上	毎日

（注）①煮沸においては、水量を適量に維持すること。また、さび止めの目的で、亜硝酸ナトリウム等を加えることができる（以下同じ。）。

②エタノールは消毒用を希釈せず使用することが望ましいが、無水エタノール又はエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること（以下同じ。）。

③製剤は保管中に塩素濃度の低下がみられるので、消毒液の有効塩素濃度を確認することが望ましい。

ウ 消毒後流水で洗浄し、よく拭くこと。

（注）1 クリッパーは、刃を外して消毒すること。

2 替え刃式カミソリは、ホルダーの刃を挟む内部が汚れやすいので、刃を外してろ紙等を用いて清掃すること。

3 洗浄に使用したスポンジ等は、使用後流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノール又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

(2) 上記(1)以外の器具

ア 消毒する前によく洗浄する。

イ 消毒は、(1)イによる方法又は次の表のいずれかの方法で行うこと。

消毒方法	使用濃度	時間	薬剤の交換頻度
紫外線照射（注①②③）	85 $\mu$ w / c m <sup>2</sup>	連続20分間以上	2000～3000時間
煮沸	—	煮沸後2分間以上	—
蒸気（注④）	80℃以上	10分間以上	—
エタノール水溶液に浸漬又は拭式	76.9～81.4%	10分間以上	7日以内
次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸漬	0.01%以上	10分間以上	毎日
逆性石けん（塩化ベンゼンカルコウム又は塩化ベンゼントリウム）水溶液に浸漬（注⑤）	0.1%以上	10分間以上	毎日
グルコン酸クロルヘキシジン水溶液に浸漬	0.05%以上	10分間以上	毎日
両性界面活性剤水溶液に浸漬	0.1%以上	10分間以上	毎日

（注）①器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるように収納すること

②構造が複雑で直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。

③定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。

④温度計により器内の最上部の温度を確認すること。また、器内底の水量を適量に維持すること。

⑤石けん、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用

すること。

(3) 消毒に必要な器材

ア 液量計 100ml用及び1000ml用

イ 消毒容器 消毒用バット(蓋付きのものが望ましい)、洗面器その他消毒に必要な容器

ウ 卓上噴霧器

(4) タオル、布片類の消毒

ア 加熱による場合

使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分以上保持させること。

(注) 器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。

イ 消毒液による場合

(ア) 使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に侵し、消毒すること。

(イ) 消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか、又は蒸し器に入れること。

(ウ) 血液が付着したタオル又は布片類は、廃棄するか、又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。

(5) 手指の消毒

ア 石けん、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄すること。

イ 手指の消毒は、速乾性擦式消毒剤による方法又は手指を消毒液中に浸す方法により消毒すること。

(注) 手指を消毒液中に浸す方法により消毒する場合には、手指を消毒液中に十分浸し、30～60秒もみ洗いすること。この場合の消毒液としては、0.05～0.2%両性界面活性剤液、0.1～0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液等を使用すること。

ウ 手指の消毒後は、水洗いし、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭きとること。

(6) その他の消毒

ア シェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、(1)又は(2)に掲げる消毒方法のいずれかの方法により消毒をすること。

イ 毛髪箱、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

## 第6 出張理美容師に対する確認等の取扱い

- 1 所長は、山形市内で出張理美容を行おうとする理美容師に対し、出張理容・出張美容業務届により届出をさせること。

なお、既に届出済みの出張理美容師のうち所属理美容師であって、所属する理美容所を退職した場合（所属する理美容所を退職後、直ちに新たな理美容所に所属する場合であって、新たな所属理美容所の開設者の承諾を得られる場合を除く。）は、新たに届出が必要であること。

また、出張理美容を行おうとする理美容師が無所属理美容師である場合の届出の有効期間については、3年を超えない範囲とすること。

2 出張理美容を行おうとする理美容師が無所属理美容師である場合の初回の届出に際しては、次の事項を確認すること。ただし、2回目以降の届出については確認を省略することができる。

(1) 理容師又は美容師免許証（原本）

(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病（\*）の有無に関する医師の診断書（発行後3か月以内のもの）（\*）現在厚生労働大臣が指定する伝染性疾病はない）

3 出張理美容を行おうとする理美容師が所属理美容師（理美容所の開設者である理美容師を除く。）である場合は、当該所属理美容所の開設者から、当該理美容師が店舗の従業者であること、出張理美容の際に店舗の器具及び消毒設備の使用を承諾する旨の証明があるかを確認すること。

なお、所属理美容師であっても、当該所属理美容所の開設者から承諾を得ていない場合は、無所属理美容師と同様の取扱いとすること。

4 所長は、上記1により届出のあった出張理美容師が山形市外の理美容所に所属している場合又は無所属理美容師である場合は、当該出張理美容師に対し、必要に応じ衛生指導を行うとともに、出張業務に使用する携行品及び消毒設備の確認を行うこと。

5 所長は、上記1～4について確認したときは、当該出張理美容師に対し、次の区分により届出済証を交付し、出張営業中は携帯するよう指導すること。

(1) 所属理美容師である場合は、出張理容業務届出済証（所属理容師用）又は出張美容業務届出済証（所属美容師用）

(2) 無所属理美容師である場合は、出張理容業務届出済証（無所属理容師用）又は出張美容業務届出済証（無所属美容師用）

6 所長は、上記1により届出のあった出張理美容師に対し、当該届出事項に変更が生じた場合は、出張理容・出張美容業務届出事項変更届により変更届を提出させること。ただし、所属理美容所に係る場合は、所属する理美容所を退職後、直ちに新たな理美容所に所属する場合であって、新たな所属理美容所の開設者の承諾を得られる場合のみとする。

なお、当該変更事項が届出済証の記載事項である場合は、新たに届出済証を交付するものとする。

7 所長は、上記1により届出のあった出張理美容師が次の返納事由に該当するときは、

速やかに出張理容・出張美容業務届出済証返納届を提出させるとともに、届出済証を返納させること。

なお、届出済証の有効期限が満了したとき、又は上記1により届出のあった出張理美容師が次の返納事由に該当したときは、交付した届出済証は失効するものとする。

返納事由	届出の対象者
出張理美容を辞めた場合	所属理美容師
	無所属理美容師
所属理美容所を退職し、直ちに新たな理美容所に所属しない場合	所属理美容師
理美容所に所属する場合（所属理美容所の開設者から承諾を受けない場合を除く。）	無所属理美容師

- 8 上記5で交付した届出済証を出張理美容師が紛失した場合は、出張理容・出張美容業務届出済証再交付申請書を提出させ、新たな届出済証の交付を行うこと。
- 9 所長は、届出者に対し、第4に規定する出張理美容ができる場合に該当しない者に対して出張理美容を行うことは法律違反であることを周知すること。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に山形県の保健所長が交付した理容師出張業務従事届出済証及び美容師出張業務従事届出済証は、平成34年3月31日までの間は、第6の5の規定により所長が交付した届出済証とみなす。

#### 附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。